

JT-60SA 増力機器組立て業務支援及び水素同位体計測に係る
労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
トカマクシステム技術開発部 JT-60SA 本体開発グループ

1. 件名

JT-60SA 増力機器組立て業務支援及び水素同位体計測に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下 QST という。）では、幅広いアプローチ活動の一環として実施されるサテライト・トカマク計画整備として、本体関連機器の整備を行う。本仕様書は、JT-60SA 増力機器組立て業務支援及び水素同位体計測に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

(1) 増力機器組立て業務に係る支援業務

本体増力機器である真空容器壁調整設備等の設計を含めた開発や必要な運転を行うとともに、関連する周辺の機器について増力組立等の監視・監督業務の補助を行うこと。また、放射線管理区域作業のための支援業務として、従事者登録等を行うこと。

(2) 水素同位体計測に係る業務

放射性同位体計測に係る業務として、水素同位体検出に向けた計測器の設計検討・整備を行う。そのために必要な表面分析装置の整備及び分析の補助を行うこと。また、数値計算による中性子・放射性同位体評価の補助を行うこと。

(3) 増力機器組立て業務支援及び水素同位体計測に係る書類作成等

(1),(2)の業務と密に関わる付随業務として、増力機器組立て業務の支援及び水素同位体計測に係る報告書や関連する書類・図面等の作成を行うとともに、整理・保管等の作業も行うこと。

(4) その他上記の付随的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

(1) 放射性同位体や可燃性気体を取扱うために必要な放射線及び危険物の専門知識や資格を有するとともに、放射性同位体の取扱いや化学分析装置であるガスクロマトグラフ分析計 (GC) 等を用いた混合物中の化合成分の分離・同定・定量の実務経験が 5 年以上あること。

(2) 表面分析装置である走査電子顕微鏡 (SEM) やエネルギー分散型 X 線分析器 (EDX) を用いた材料分析の知見・技術力を有し、実務経験が 5 年以上あること。

(3) 業務を効果的かつ円滑に実施するために必要な、下記の資格・免許（またはその内容を内包する、より上位且つ高度な資格・免許）を有すること。

・甲種危険物取扱者

(4) 業務を実施する場所には放射線管理区域が含まれることから、放射線作業従事者として作業を行う事が可能のこと。

(5) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト (MS-Word 及び MS-Excel) を用いて文書を作成する事が可能のこと。

(6) 日本語によるコミュニケーション及び文章理解・作成が可能のこと（日本語を母国語としない場合は日本語能力試験 N2 相当以上）。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
トカマクシステム技術開発部 JT-60SA 本体開発グループ
住所：茨城県那珂市向山 801-1
ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等
TEL：029-277-2573

7. 組織単位

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
トカマクシステム技術開発部 JT-60SA 本体開発グループ

8. 指揮命令者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
トカマクシステム技術開発部 JT-60SA 本体開発グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9:00～17:30（休憩時間 60 分を含む）
- (2) 休憩時間 12:00～13:00

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則において以下の時間帯での時差出勤が可能であること。

- i) 8:00～16:30（うち 12:00～13:00 は休憩時間とする）
- ii) 14:00～22:30（うち 18:00～19:00 は休憩時間とする）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1 名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST と協議のうえ必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。
特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各1部、（6）については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QSTが、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し、安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（就業後 QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上